

令和5年11月24日

第11回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第11回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

招集年月日	令和5年11月24日				招集場所	市民プラザかぞ 多目的ホール			
開会の日時	午後2時00分				閉会の日時	午後4時07分			
会 長	小 川 達 男				職務代理	松 本 昇			
議 席	委 員 氏 名	出	欠	議 席	委 員 氏 名	出	欠		
1	高 橋 雅 一	○		9	小 山 治 延	○			
2	久 保 文 夫	○		10	須 藤 秀 夫	○			
3	瀬 下 京 子	○		11	関 弘 明	○			
4	山 岸 和 男	○		12	松 本 昇	○			
5	嶋 村 淨	○		13	中 島 利 雄	○			
6	金 子 勇 一	○		14	小 川 達 男	○			
7	小 川 達 夫	○		15	小 坂 実	○			
8	松 本 榮 次 郎	○							
					加須市農業委員会事務局				
					次 長 前 島 勝 己				
					主 幹 藤 間 みゆき				
					主 幹 渡 辺 昌 也				
					主 査 大 熊 健 太 郎				

開会 午後 2時00分

○次長（前島勝己君） 「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

定刻となりましたので、これより令和5年第11回加須市農業委員会総会を始めさせていただきます。

本日、駒宮局長、それから関田主幹については、議会对応ということで、ちょっとこちらに来るのが遅れております。場合によっては欠席になってしまいますけれども、ご了承くださいたいと思います。



◎開会の宣告

○次長（前島勝己君） それでは、最初に、松本職務代理より開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（松本 昇君） 皆様こんにちは、職務代理の松本です。

委員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席を賜りまして、深く感謝申し上げます。

田んぼのほうも大体終わったかなと思いますけれども、私のところは というところで、すぐ前が なんですけれども、まだ騎西のクリーンセンターの近所で、騎西の大きな農家が、田んぼが3町、4町ぐらいあって、今日その辺の周りを通っていたら、大きなコンバインで1町ぐらいのソバを刈っていました。もうすぐその作業も終わるかなと思います。

それでは、令和5年第11回加須市農業委員会総会を開会いたします。



◎会長挨拶

○次長（前島勝己君） ありがとうございます。

続きまして、小川会長にご挨拶をお願いいたします。

○会長（小川達男君） 改めまして、皆様こんにちは。

私の感じといたしますか、あつという間に今月終わりました。そういう中で、今年は特に短い秋だなという感じがしております。そしてまた、明日から大寒波が襲来するという、こう

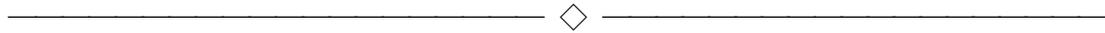
いう季節にあつという間になってしまったんですけれども、皆様方には、ふだんからウイルス等に負けないような体力及び気力を持ちまして、現場の生産活動及び、ふだんの農業委員活動等にご尽力いただければというふうに思っています。

本日は、前回より多数の案件があります。皆様方のご協力の下、スムーズに進行できればというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

簡単でありますけれども、私の開会のご挨拶にさせていただきます。よろしくお願ひします。

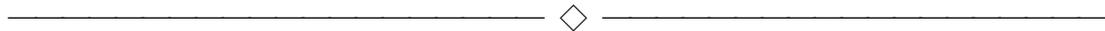
以上です。

○次長（前島勝己君） ありがとうございます。



◎出席委員数の報告

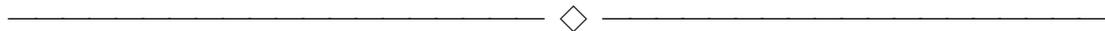
○次長（前島勝己君） それでは、本日の総会でございますが、委員総数15名のうち、全委員の方に出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の総会が成立していることをご報告いたします。



それでは、議事に入らせていただきます。

議長につきましては、農業委員会総会会議規則第4条に基づきまして、小川会長に議長をお願ひしたいと思ひます。

○会長（小川達男君） それでは、よろしくお願ひいたします。



◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小川達男君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

3番 瀬下京子 委員及び

4番 山 岸 和 男 委員

の両委員を指名いたします。



◎取下願の報告

○会長（小川達男君） 次に、議事に入る前に、10件の取下願が提出されております。

それでは、この説明は事務局でお願いいたします。

○次長（前島勝己君） 失礼します。

取り消しの案件については全て、譲受人が、譲渡人が
となります。その関係が10件ありまして、それが全て今回取下げとなります。今回は、
補正でお願いした書類が期日までに揃いませんでしたので、取下げとなります。

まず、3条案件ですが、1ページ、2番、水深地区、同じく、3番、水深地区、2ページ、
6番、不動岡地区、3ページ、9番、種足地区、同じく、10番、高柳地区、次に5条です
が、8ページ、4番、水深地区、9ページ、5番、水深地区、同じく8番、不動岡地区、1
0ページ、12番、種足地区、最後が、11ページの14番、高柳地区。

以上となります。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請につい
て」の12件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。ご説明いたします。

位置図、1ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は隣接する農地を所有しており、農用地の利用集積を図るため、譲渡人は農
業をすることができないため、これまで貸していた方に譲渡するため。

なお、譲受人の農機具の保有状況や耕作状況から判断し、取得後の耕作についても特に問

題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

11月14日、推進委員の梅田さん、野本さん及び代理人で譲受人の さんの4人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

申請地は、県道 線沿いの集落で、譲受人の さん宅の南方に位置しています。その隣接地が さんの農地であること、譲渡人の さんは農業をしていなく、申請地を長期にわたり耕作せず、代わりに さんが耕作しているとのことでした。

数年前から、この申請地をどうするか、お互いが協議しておりましたが、今回、売買という事で話がまとまったものです。このことで、 さんは、これからは自作地として安定した農作業ができるとのことでした。

本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から、農地法において問題はないという判断をいたしました。ご審議のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で報告を終わります。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の大桑地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、4番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図4ページ、5ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類は整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大を図るため、譲渡人は住所を に移しており、農作業ができないため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思

われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。

11月12日日曜日の午前中に、田村推進委員さんと現地を確認した後、さん宅を訪問、事情を確認いたしました。

現地はきれいに管理されておりました。畑の状態、田んぼですけれども、土盛りがしてありまして、畑の状態でございました。

譲渡人のさんは、さんの近隣、この地図でいうと2軒隣がさんになっておりまして、位置図の奥に、ここにも畑があるんですけれども、これ宅地だと思うんですけれども、これがさんの実家でございます、現在は実家はもうなくなってしましまして、宅地ですので、多分売買されているんじゃないかと思います。残った農地部分の今回は売買ということで、に住んでおりまして管理ができないということで、今回の案件になりました。

この案件、譲渡人、譲受人両方とも、先月、同様の案件で農業委員会に諮って、成立した案件でございますので、今月の案件と同様、何ら問題ないと判断をいたしました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番の三俣地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、5番の不動岡地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図6ページ、7ページをご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模の拡大を図るため、譲渡人は耕作ができないため、なお、譲受人

の農機具の保有状況や耕作状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われ
ます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査
の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。

11月12日日曜日の午後、儘田推進委員さんと現地確認を行った後、 さん宅を訪
問いたしました。

現地は、耕地整理が済んでおるきれいな田んぼで、耕作済みでございました。

さんと さん、こちらの方は でありまして、 さんが さん
ということで、親からの相続のときに、この土地を さんが相続いたしたそうです。ただ、
お勤めが のため、しばらく近所の人に作ってもらっておりましたが、今後管理はできな
いということで、 に贈与するという話になったそうです。

何ら問題ないと判断いたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番の不動岡地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いしま
す。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、7番の騎西地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図9ページをご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模の拡大のため、譲渡人は農業に従事しておらず、今後も耕作でき
ないためとなっております。

また、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問
題ないと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（関 弘明君） 11番の関と申します。

11月14日に、下崎地区推進委員の増田さんと現地確認を行ってまいりました。

今回の申請の代理人であります さんにつきましては、譲渡人でありまして、現在のほうに住んでおります。なかなかこちらに来られないということで、現地確認の前日の13日に、電話でいろいろお聞きいたしました。

今回の申請地につきましては、相続で取得したのですが、お住まいが ということでは耕作できないため、現在は、今回の譲受人であります さんに耕作をお願いしているところでございます。今回の申請地以外にも、 さんにつきましては、何筆か農地をお持ちなのですが、今後、自分で耕作できないため、少しずつ整理をしていきたいとも言ってまいりました。

現地の状況ですけれども、先ほど述べたとおり、譲受人の さんのほうで水稻を作付しておりますので、きれいに管理されておりました。

現地確認終了後、譲受人の さん宅にお邪魔して、本人から少しお話を伺いました。元気なうちは頑張って農業を続けていきたいとおっしゃっておりまして、働いて体を動かしたほうがかえって調子がいいんだというふうにおっしゃっておりました。農機具の保有状況につきましても確認させていただきましたところ、全て完備されておりました。

以上のとおり、現地調査及び聞き取り調査の結果、農地法第3条の許可基準を満たしていると思われるので、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番の騎西地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、8番の騎西地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図10ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は経営規模縮小のためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、特に問題ないと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（関 弘明君） 11番の関と申します。

11月14日火曜日に、下崎地区推進委員の増田さんと今回の申請の代理人でありますさんに立ち会っていただき、現地確認を行うとともにお話を伺ってまいりました。

現地ですけれども、2筆ありますけれども、2筆とも、先ほど私が説明した7番の譲受人のさんととの間に賃貸借契約が結ばれておりましたけれども、本年10月26日付で合意解約が成立し、同日付で土地の引渡し完了しております。このことにつきましては、今回の議案書の最終ページ、20ページの73番に、合意解約の案件が出ております。

今回の申請経緯ですけれども、譲渡人は耕作できないため、今までさんに耕作をしていただいておりますが、かねてから処分することを考えていたそうです。こうした中で、申請地2筆について、いずれも隣接する農地を今回の譲受人でありますさんが耕作していることから、売買の話を持ちかけたところ、話がまとまり、今回の申請に至ったということでした。

現地の状況ですけれども、先ほど述べたとおり、管理人であったさんが水稻を作付しておりましたので、きれいに管理されておりました。

現地確認の終了後、譲受人のさん宅にお邪魔して、本人から少しお話を伺いました。今回、譲渡人のさんから話があり、今回の申請地の隣接する農地を耕作していることから、買うことにしたということでございました。農機具の保有状況も併せて確認させていただいたところ、全て完備されておりました。

以上のとおり、現地調査及び聞き取り調査の結果、農地法第3条の許可基準を満たしていると思われま

すので、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番の騎西地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、11番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図13ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は市外の実家で培った農業経験を生かし、農業経営を図るため、譲渡人は県外に引っ越ししてしまい、耕作できないためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番(嶋村 浄君) 5番、嶋村です。

11月13日に、推進委員の金子さんと現地確認を行いました。当日、譲受人の さんが不在なもので、後で電話で確認をいたしました。

現地は畑として、もう既に作物が植えてありまして、 さんは数年前に、ここの持ち主であった さんという方から建物付で購入いたしまして、建物を壊して新築をして住んでおります。そのときには、まだ農業者じゃないものですから、畑の購入ができなかったんですけれども、今般の法律改正でもって取得できることになったので、今回の案件の申請になったということです。

さんもなかなか大したもので、全部家の周りに電気柵が張り巡らされておりまして、動物の侵入を防いでおります。畑もきれいにやっております、なかなか感心いたしました。

何ら問題ないと判断いたしましたので、よろしく願いいたします。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたら、お聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1 1 番の高柳地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、1 2 番及び1 3 番の北川辺地区の案件については関連がありまので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図1 4 ページをご覧ください。

第3条の1 2 番と1 3 番は、譲受人が同一で関連がございますので、一括にてご説明いたします。

両案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は両案件とも、農業経営の拡大を図るため、譲渡人は両案件とも、農業経営の縮小を図るためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4 番(山岸和男君) 4 番、山岸です。

この案件につきまして、1 1 月1 9 日に、新井、荻原両推進委員と現地確認並びに聞き取り調査をいたしました。

現地は、稲刈りが終わり、管理されておりました。

1 2 番の譲渡人の さんなんですが、数年前より体調が悪く、農作業もできない状態で、土地の処分を考えていたところ、今回のお話があったということで、売買でお話、合意したということです。

一方、1 3 番の譲渡人の さんなんですけれども、譲受人と家が隣同士ということで、また、譲受人の さん、ハウスの、ここはハウスが書いていないんですが、近くで、申請地も隣同士ということで、売買で買っていいかなということで、今回の申請となりま

した。

現在は耕作者が、別の人がこの土地は耕作しておりますが、取得後は譲受人の さんが耕作するというので話ができておりますので、何ら問題ないかなと思います。許可相当と判断しましたので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

初めに、12番の北川辺地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、13番の北川辺地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、14番の北川辺地区の案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定にある「農業委員会の委員は、自己又は同居親族若しくは配偶者に関する事項については、議事に参与することができない」ということに 委員が該当します。委員が該当しますので、議事の間、退席をお願いします。

（ 委員 退室）

○会長（小川達男君） それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図15ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大を図るため、譲渡人は農業ができないためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（高橋雅一君） 1番、高橋です。

11月12日に、荒井推進委員さんと現地確認と譲渡人の さん宅に伺い、話を聞きました。

現地は、 さんが今まで耕作していたんですけれども、全て手放すということで、経営規模を拡大している 委員さんに農地を買ってほしいと相談したそうです。譲渡人が何人かいますけれども、相続で分けたそうです。

この案件には、問題なしと判断しました。皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。
以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

14番の北川辺地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

審議が終了いたしましたので、退席している 委員さんの入室をお願いします。

（ 委員 入室）

○会長（小川達男君） 次に、15番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図16ページをご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は農業経営の拡大を図るため、譲渡人は高齢のため、農業ができないためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（高橋雅一君） 1番、高橋です。

11月12日に、荒井推進委員さんと現地確認及び さん宅に伺い、話を聞いてきました。

現地は耕作しており、 と は育苗ハウスが建っていました。 さんは地区の9割を耕作している現状です。

今回の案件につきましては、 の さんが元気なうちに の さんに相続したいということで、この話になったそうです。

この案件につきましては、問題なしと判断しました。皆様のご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

15番の北川辺地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、16番の東地区の案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定にある「農業委員会の委員は、自己又は同居親族若しくは配偶者に関する事項については、議事に参与することができない」ということに 委員が該当しますので、議事の間、退席をお願いします。

（ 委員 退室）

○会長（小川達男君） それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図17ページをご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大を図るため、譲渡人は耕作ができないためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問

題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（中島利雄君） 13番、中島です。

11月20日に、推進委員の町田さんと2人で現地確認に行つてまいりました。現地で譲受人の さんにお会いし、いろいろないきさつやらお話を伺つてまいりました。それで、譲渡人の さんの土地をもらうことになつたそうです。

現地は、草が30センチぐらい生えておりましたが、何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

16番の東地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

審議が終了しましたので、退席している 委員の入室をお願いします。

（ 委員 入室）

○会長（小川達男君） 次に、17番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図18ページをご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大を図るため、譲渡人は耕作ができなためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（瀬下京子君） 3番、瀬下です。

11月16日、田村推進委員と代理人であります の さん、譲受人の さん立会いの下、現地調査並びに話を伺ってまいりました。

現地は草も生えていなく、きれいに管理はされておりました。

譲受人の さんと譲渡人の さんは であります。譲渡人の さんは、相続で所有されましたけれども、現在県外に居住されており、 であります さんが以前より耕作されております。今回、 さんにお返ししたいということのお話があり、申請に至りました。

やむを得ないと判断してまいりました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

17番の原道地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の1件を議題といたします。

1番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図19ページ、20ページ及び土地利用計画図4-1をご覧ください。

本案件は、一級河川中川の改修工事に伴い収用されることから、許可を取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則第1種農地

の不許可の例外に該当し、一級河川中川の改修工事に伴い収用され、今後においても松永新田地内で農業を営んでいくことから、やむを得ないと思われま

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（金子勇一君） 6番、金子です。

11月14日に、地区担当推進委員の坂田さんと共に、申請人の さん、申請人代理のさんと現地調査を実施いたしました。

申請人の さんのお話ですと、現在の住居が中川改修工事により収用されるため、自己用住宅が必要になり、やむを得ず自己所有地に住宅を建設するとのことでした。今回の対応に伴う隣接農地への支障はないように見えました。

以上のようなことから、農地法の基準を満たしていると思われま

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の13件を議題といたします。

初めに、10月の保留案件であります志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

こちらの案件は、10月の保留案件でございますが、10月の保留案件の原因としましては、必要添付書類の一つである譲渡人の1人からの同意書が添付されていなかったためとなっております、このたび添付がされましたので、ご申請ということになっております。

それでは、位置図21ページ及び10月審議保留案件の土地利用計画図をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借権（9か月）により土地を借り受け、砂利採取、表土置場、搬出入路（一時転用）を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地（青地）と判断されますが、9か月間の一時転用であり、採取後は畑に復元し、所有者が小麦を作付する計画でございますので、やむを得ないと思われま。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松本榮次郎君） 8番、松本榮次郎です。

この件について、11月15日、推進委員の夢川さんと代理人である さんの3名で現場を確認いたしました。

図面の21ページを見ていただくと、 、 、 、ここを砂取りすると。

というのは、トラックが出入りするのに、こちらからでないと道路が狭いのでダンプが出入りできないということで、 は一応ダンプの出入口という形です。

現地の確認をし、あとは、細かい内容については事務局と確認し、許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

○11番（関 弘明君） 11番の関と申します。

何点か質問させていただきますが、まず、進入路として と ですか、使用するということになっておりますけれども、今回の議案書の文章の最後を見ますと、進入路につきまして、土地の一部を使用する場合に、何平米のうち何平米という形で、進入路の面積を確定しているようなんですけれども、本件については、土地の全部を進入路という形になっておりますが、図面を見ますと全部を進入路で使うような感じではないので、進入路として使う面積を算出して、一時転用の面積をしっかりと確定したほうがよろしいのではないかとこのように感じております。

それと、転用の目的なんですけれども、砂利が入っているので、砂利を取って新しい土を入れてという形で転用目的が入っていますけれども、これは農地改良という形の転用目的にしたほうが本来の目的に合うのかなと。砂利採取というのは、あくまでも手段であって、目的は農地改良ではないのかなというふうに感じましたので、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、これは許可とは関係ないんですけれども、今回の申請地の代表相続人という方が一番下に書かれておりますけれども、恐らく相続登記が済んでいないので、相続の権利のある人を代表して、この さんという方が代表相続人になっているんだと思うんですけれども、代表相続人をここの申請に書くに当たって、どのような書類をそろえて、この人が代表相続人という形になっているのかということをお聞きしたいと思います。

例えば、被相続人の戸籍謄本を取って、法定相続人を確定して、それで、今度は法定相続人の戸籍謄本を取って、生存しているかどうかを取るという形が、相続人が何人いるかという形のあかしになるのかなと。その相続人の中で協議をして、どなたかが代表に選出されてという形の同意書なり、この人を代表にするというような書面が必要になってくるような気がするんですけれども、どの程度の書類を必要としているのか。

本件については、所有権移転登記がありませんので、そんなにシビアにやらなくても大丈夫のような気がするんですけれども、どの程度の書類を要求して申請させているのかということをお聞きしたいと思います。

以上です。

○事務局（渡辺昌也君） まず、1点目の進入路の面積についてでございますが、こちらにつきましては、この後、面積のほうを算出しまして、適正なものにするということで、ただいますぐ確認いたします。

2点目の砂利採取ではなくて、目的は農地改良ではないかというご指摘でございますが、こちらのほう、県の農林振興センターのほうに確認した際に、目的については砂利採取ということで、そういった県のほうからの回答があったものですから、このような形で載せていただいているところでございます。

3件目の代表相続人の件でございますが、こちらの申請書類の中に相続人の系統図がついておりまして、その中で、 さんの相続人の方につきましては、こちらの系統図の中で、まず1人目、 様の 、 様がお一人いるのと、 様の……
今、相続関係図がついておりまして、その中で、 さんのお名前が載っているんです

が、その中で同じ、最初から説明しますと、被相続人が、所有者が さんと
さんなんです、こちらがまず、所有者が2分の1ずつなんです、こちらが既に亡く
なられていると、権利者ということですね。その権利のある方は4名いらっしゃいます。そ
れが、今回の代表の 様と 様と 様と さんが4
名いる中で、今回、代表を さんで申請を上げるということで、残りの3名から同意
をつけていただいて、申請を図っているという状況でございます。

以上でございます。

○11番(関 弘明君) ありがとうございます。

相続の系統図が添付されているということなんですけれども、その裏といいますか、戸籍
謄本とかも添付でよろしいのでしょうか。それとも、これは、こういう所有権移転登記の関
係なりで系統図だけを書いて、この人が代表ですよという形でよろしいのでしょうか。

○事務局(渡辺昌也君) そちらにつきましては、系統図だけではなくて、あと戸籍謄本とか
もつけていただいて、確認しているところでございます。

○11番(関 弘明君) ありがとうございます。

○次長(前島勝己君) 補足ですが、転用の目的については、県と相談した結果となりますが、
関委員が言うように、農地改良で、その下に砂利採取という表記でもいいかなというふう
にも考えられます。こちらについては、今後、検討させていただきますので、今回はこの形
でお願いできればと思います。

それから、面積については、この後計算等を行ってから、ご説明させていただきますので、
この案件については、その面積の計算等ができてから、再度審議していただければと思
います。

○会長(小川達男君) 今、事務局が説明したとおりなんですけれども、それでよろしいで
しょうか。

(「はい」と言う人あり)

○会長(小川達男君) それでは、審議保留ということでやらさせていただきます。

次に、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図22ページ及び配置図、土地利用計画図、排水計画図5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅及び道路後退部分とするもので、
必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

11月16日、推進委員の梅田さん、野本さん、代理人で の さん及び申請地に係る の で の さんと5人で、現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

申請地は、 の既存集落と新興住宅が混在する中に、地目、田の416.85平米の足元に雑草が繁茂しているところですが、譲受人と譲渡人は、同 を通じて売買することになったものです。

17日、譲渡人に電話したところ、相続によりこの地を所持していたが、管理することができないので手放すことにしたと話していました。このことにより、周囲の住宅には雑草等の悪影響がなくなり、地域の景観がよくなるのではないかと思います。

本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で報告を終わります。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、2番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図23ページ、24ページ及び土地利用計画図5-2をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅（7棟）及び道路後退部分とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関しまして市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

11月16日、推進委員の梅田さん、野本さん、代理人で の さん、譲渡人の さんとその の6人で、現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

申請地は、 の の南側に位置し、足元に雑草が繁茂した2,664平米の地目、畑です。

譲渡人の さんは、昔から農業をやめており、申請地は の営農集団に長らく麦を作ってもらっていたとのことで、今後はそこへ委託しないで、不動産会社へ売買で手放すとのことでした。もう一人の さんも同様とのことでした。申請地には、7棟の建売住宅の建設が予定されているもので、遊休農地とならず、良好な地域の景観が期待されると思われま。

本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から、許可相当と判断しました。ご審議のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で報告を終わります。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

これで休憩に入ります。

再開は3時25分にいたします。よろしくお願いいたします。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時25分

○会長（小川達男君） それでは、時間になりましたので、再開いたします。

まず最初に、先ほどの保留案件について、改めて事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

先月審議保留、10月分の志多見の案件でございますが、先ほど確認しまして、

、土地の所在がございますが、こちら259となっておりますが、259のうち40平米ということで、こちら、農地40ということで、追記をお願いしたいと思います。搬出入路の部分ということであります。

同じく、その下になると思うんですが、1, 130と書かれていると思うんですが、そちらについても、農地342ということで、追記のほうをお願いしたいと思います。

あと、賃借料のほうに関しましては、地権者のほうにただいま確認しまして、説明しまして、使い方は変わらない、使用する部分を業者のほうに確認しまして、使い方のほうは変わらないということですので、賃借料はこれまでのものと、面積が変わっても変わらないということで確認しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○会長（小川達男君） 今の事務局の説明に対しまして、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

志多見地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、3番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図25ページ、26ページ及び土地利用計画図の5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地（24区画）とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われまます。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

11月17日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

現地は膝ぐらい草があり、少しは管理されたようです。

譲渡人の さんにお聞きしたところ、七、八年前はお米を作っていて、農機具が壊れて作れなくなり、その後、ご近所の方にお米を作っていたのですが、高齢となり土地の管理が大変になり、今回の申請に至ったとのことです。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、6番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図27ページ及び土地利用計画図5-6をご覧ください。

譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に近接して

いることから、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われま

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

11月13日に、地区担当委員の森博司さん、寺田薫さん、腰塚明さんの4人で現地調査を行ってまいりました。譲受人の の代理人であります さんに現地対応していただきました。

現地の状況は、該当する土地は長年休耕田だったようですが、既に耕うんしてあり、きれいな状態でした。

は、昨年の7月に太陽光発電の申請をしております。管理体制は、年2回の除草作業、そのほか随時、環境整備に当たるといことです。周囲はフェンスで囲い、事業者名、連絡先を明示しておくとのことでした。

該当する東側は資材置場、西側は2軒の住宅があります。太陽光発電の設置のことは知らせてあるそうです。光の反射で住宅に影響はないかと思われます。南側に農地がありますが、フェンスの設置は、農機具が転回しても影響のないように、境界線から30から50センチ下げて造るそうです。

このようなことから、本件申請は、状況を確認した結果、農地法の許可基準から判断いたしましても問題なく、許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見等はないようですので、採決いたします。

6番の樋遣川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、7番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図28ページ及び土地利用計画図5-7をご覧ください。

譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に近接していることから、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

11月13日に、地区担当委員の腰塚明さん、森博司さんの3人で現地調査を行ってまいりました。譲受人 の代理人であります さんに現地対応していただきました。

現地の状況は、長年耕作されておらず、荒れた状態になっておりました。農地面積が小さく、細切れになっており、今の農業機械では耕作は難しい状況だと思われました。

管理体制は、年2回の除草作業、そのほか随時、環境整備に当たり、周囲はフェンスで囲い、事業者名、連絡先を明示しておくとのことでした。該当する周りは田んぼとなっており、フェンスの設置は、農機具が転回しても影響のないように、境界線から1メートル避けて造るそうです。

このようなことから、本件申請は、状況を確認した結果、農地法の許可基準から判断いたしましても問題なく、許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番の大越地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、9番の礼羽地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図29ページ、土地利用計画図5-9をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地（8区画）及び道路後退部分とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関しまして市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○12番（松本 昇君） 12番、松本昇です。

11月13日、現地で、榎本勝雄推進委員と2人で、譲渡人、様本人から聞き取り調査及び現地確認を行ってまいりました。

今回の申請に至った事由は、仲介業者から農地転用、開発の話があつて、それから、と売買することに至ったとのことでした。

現地は畑の状態、今まで認定農業者が小麦を作付しておりました。雑草も少なく管理されておりました。周囲は、位置図でも分かるとおり、北側はの線路に面し、東側、西側、南側には既存の住宅やアパートが多くあります。また、申請地周辺には、申請の事由どおり、小学校、幼稚園やのコミュニティセンターなどがあります。

このようなことから、申請内容は農地法の許可条件を満たしていると考えられますので、許可相当と判断してまいりました。慎重なご審議をよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

9番の礼羽地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、10番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図30ページ及び31ページ、土地利用計画図5-10をご覧ください。

譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松本榮次郎君） 8番、松本です。

11月16日、地元の推進委員の夢川さんと代理人の さんの3人で、いろいろ さんのほうから説明を聞きました。

まず、31ページを見ていただくと分かると思うんですけども、真ん中辺に大きく太い線で囲まれている部分が、今度、太陽光を設置する場所でございます。その上も下も周りは太陽光に囲まれていて、太陽光の下は大分整備されています。

今回の場所は、大分管理されていないというかな、私の背ぐらい草が生えていたんですけども、そんな状態で、太陽光についてはきちんと整備するという業者の言い方でありましたので、一応許可相当と判断いたしました。

周りは太陽光ですから、特に問題ないかなというふうに判断しました。許可相当と判断していますけれども、ご審議よろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

10番の志多見地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、11番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図32ページ及び土地利用計画図5-11をご覧ください。

譲受人が使用貸借権（35年）により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（関 弘明君） 11番の関と申します。

本件につきましては、8月の総会のときに、今回の申請地の所有者である さんの農家住宅の敷地拡張という申請が提出されました。農地法第4条の申請がありまして、現地確認を行った際に、今回の申請である自己用住宅建築の話もありましたので、8月に今回の案件も含めて、一緒に聞き取り調査を行っております。

現地調査と聞き取り調査は8月18日金曜日に行い、推進委員の清水さんと増田さん、そして、本申請の土地所有者の さん、そして、代理人の さんに立ち会っていた

だき、お話を伺っております。
なお、その後、今回議案が出ましたので、11月18日土曜日に、私1人で現地調査を再度行いました。8月に確認したときと変わっておりませんで、きれいに耕作されておりました。

聞き取りの結果ですけれども、今回住宅を建築する さんは、土地所有者の さんの さんになります。議案書に書かれているとおり、 さんは現在、のアパートに と住んでおります。将来のことを考え、 の土地を借りて自己用住宅を建築したいという申請でございます。

農地法第5条の許可条件、立地基準、それから周辺農地への営農の支障につきましても、特に問題ないと思います。

これらのことから、本申請は、農地法の許可基準から判断いたしましても何ら問題なく、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1 1 番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、1 3 番の鴻荃の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図 3 3 ページ、土地利用計画図 5 - 1 3 をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 1 種農地と判断されますが、農地法施行規則の第 1 種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1 5 番（小坂 実君） 1 5 番、小坂です。

1 1 月 1 6 日に、推進委員の泉津井さんと現地を確認してきました。

現地は現在、トラクターで耕うんされており、きれいに管理されておりました。この土地は、譲渡人の さん、また、譲受人の さんの代理の さんの両名より説明を受けました。

さんは、この土地を近所の不動産屋さんに管理を委託しておりまして、また、譲受人の さんも の近くの土地を探していたということで、不動産屋から紹介を受けて、この申請地を購入することを決めたそうです。

許可相当と判断いたしました。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

13番の鴻基地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、15番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図34ページ、土地利用計画図5-15をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地(3区画)とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関しまして市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番(瀬下京子君) 3番、瀬下です。

この案件に関しましては、2月に不許可になった案件でございます。

11月13日に、譲受人の代理であります さんにご連絡をし、立会いをお願いしましたが、今回もご了承が得られなかったため、11月16日に、田村推進委員と2人で現地調査を行うことにしておりましたが、現地調査をする前に確認することがあったため、事務局を訪ねまして、今回は相続財産清算人である弁護士さんの名前が入っているということと、必要な申請書類は全部そろっていることを確認し、それから現地調査を行いました。

まず、代理人であります さんですれども、お電話でも詳しいお話をお聞きしたいとお願いしたんですけれども、事務局のほうに行って話を聞いてと言われてしまいましたので、事務局に2回ほど、ちょっとお邪魔いたしました。

現地は、以前、2月は保全管理された農地でしたけれども、今回は、ちょっと草が結構な高さまで生えておりまして、荒れているような状態でありました。周辺に住宅も多いことから、建築条件付売買予定地を目的とした農地転用はやむを得ない場所と考えられると思っ

おります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

15番の原道地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、16番及び17番の元和地区の案件については、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

第5条の16番と17番は、農地改良（一時転用）と農地改良に伴う進入路（一時転用）になり、譲受人と譲渡人が同一であり関連がございますので、一括にてご説明いたします。

位置図35ページ、36ページ及び現況平面図、計画平面図及び現況断面図、計画断面図の5-16及び公図の5-17をご覧ください。

本案件は、譲受人が農地改良及び農地改良に伴う進入路について、使用貸借権（3か月）により土地を借り受け、農地改良及び進入路の一時転用を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第3種農地と判断され、農地改良及び農地改良に伴う進入路については3か月間の一時転用であり、盛土をし、耕作が可能な土地にするため、進入路を造り農地改良工事を行うことから、やむを得ないものと思われまふ。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（中島利雄君） 13番、中島です。

11月20日に、推進委員の落合さんと2人で現地確認に行つてまいりました。

現地で、譲渡人の さん、譲受人の の代理人の さんにお会いし、いろいろお話を伺つてまいりました。

現地はトラクターで耕うんされていて、きれいに管理されていまふ。現地は、

さんのところが1回目、6月、それから、進入路のところ、さんが2回目、8月、今回、3回目もさんのところでした。

その結果、何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

○11番（関 弘明君） 11番の関と申します。

今回は、一時転用の で、747平米のうち15平米、一時転用になっているんですが、図面で見ますと、細長く僅かなところを農地改良するというふうになっているんですけども、これはどういう目的で、これだけでやられるんでしょうか。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

先ほどのご質問にお答えします。

こちら、本当に僅かな面積でございますが、すりつけということで、こちらの小さい面積でございますが、計画されているものでございます。

以上でございます。

○11番（関 弘明君） 分かりました。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

まず、16番の元和地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を
お願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、17番の元和地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手を
お願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

— ◆ —

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定にある「農業委員会の委員は、自己又は同居親族若しくは配偶者に関する事項については、議事に参与することができない」ということに儘田兼一推進委員が該当しますので、議事の間、退席をお願いします。

（儘田兼一推進委員 退室）

○会長（小川達男君） それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

別紙議案第4号をご参照ください。

令和5年（農地中間管理事業分・11月分）農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画でございますが、今回ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございます。新規分合計528筆、面積84万6,096.29平方メートルとなっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続が行われ、法的効力が発生するものでございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、承認することに決定いたします。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。

この案件についても、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に儘田兼一推進委員が該当しますので、議事の間、退席をお願いします。

（儘田兼一推進委員 退室）

○会長（小川達男君） それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

別紙議案第5号をご参照ください。

令和5年（11月分）農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画（案）につきましては、加須市長より意見を求められております。

促進計画につきましては、借受けを希望した方に、農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものでございます。それを受けて、希望者への農用地の貸付けが適当であるかのご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、同意とすることに決定いたします。

議案第5号の審議が終了いたしましたので、退席している儘田推進委員の入室をお願いします。

（儘田兼一推進委員 入室）



◎報告事項

○会長（小川達男君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） それでは、報告第1号から第3号についてご説明いたします。

加須市農業委員会議案書の13ページからをご参照ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続による届出について10件で、内容は資料のとおりです。

報告第2号、15ページをご参照ください。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書についてでございますが、市街化区域の農地転用の届出について11件で、内容は資料のとおりです。

報告第3号、16ページからをご参照ください。

農地法第18条第6項の規定による通知書についてでございますが、農地貸借の合意解約による届出について73件で、内容は資料のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

以上で、本日の総会に上程しました議案は全て終了いたしました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しします。



◎閉会の宣告

○次長（前島勝己君） ありがとうございます。

小川会長、議事進行、大変お疲れさまでした。ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、松本職務代理に閉会のご挨拶をお願いしたいと思います。

○職務代理（松本 昇君） 本日はお忙しい中、委員各位におかれましては、長時間にわたり慎重審議をいただき、ありがとうございました。

これをもちまして、令和5年第11回加須市農業委員会総会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会 午後 4時07分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和5年11月24日

会 長 小 川 達 男

署名委員 瀬 下 京 子

署名委員 山 岸 和 男